

投票所及び投票所開閉時刻表

投票区名	投票所施設名	投票時間
第1投票区	和泉村役場	午前7時～午後6時迄
第2投票区	大納中学校	午前7時～午後6時迄
第3投票区	下山小学校	午前7時～午後6時迄
第4投票区	朝日小学校 朝日野分校	午前7時～午後6時迄
第5投票区	朝日小学校 旧前坂冬期分校	午前7時～午後6時迄

選舉人名簿選舉時登録日
十月十二日(木)

投票所入場券の配付完了
十月十五日 告示

立候補締切り
十月十六日午後五時

選舉人名簿選舉時登録基準日
十月十三日(金)

立候補届出、推せん届出書類事前審査(午後二時から役場にて)
十月十五日(日)

受付時間 午前八時三十分から午後五時まで

選舉事務所設置届出受付開始
不在者投票受付開始(十月十九日まで)

公営施設使用による個人演説会開催
申出受付

立候補届出、推せん届出受付開始(十月二十一日まで)

投票記載所の氏名等の掲示順序決定
のくじ
時刻 午前九時から

321、名簿縦覧期間および場所
昭和47年10月13日から14まで
和泉村役場

321、登録の期日
昭和47年10月13日から14まで
和泉村役場

321、登録の期日
昭和47年10月13日から14まで
和泉村役場

◇ しあわせは、明るく正しい選挙から

村長・村議会議員補欠選挙

投票日は十月二十二日

十月十九日 選挙立会人届出最終日

十月二十日 投票所入場券の配付完了
選挙立会人のくじ
時刻 午前九時から

十月二十一日 不在者投票最終日
時刻 午前九時から

十月二十二日 選挙期日(投票日)
場所 和泉村役場

十月二十三日 選挙会(開票事務を含む)
時刻 午後八時開始

十月二十四日 投票所設置場所から三〇〇M以内の
選挙事務所閉鎖

十月二十五日 当選者への当選告知およびその旨告
示、当選証書附与。

十月二十六日 選挙立会人届出受付開始(十月十九日まで)

十月二十七日 不在者投票受付開始(十月二十一日まで)

十月二十八日 公営施設による個人演説会開催

十月二十九日 立候補届出、推せん届出期限

十月三十日 登録の期日

十月三十一日 登記の基準日

十一月一日 総括の期日

十一月二日 総括の期日

十一月三日 総括の期日

十一月四日 総括の期日

十一月五日 総括の期日

十一月六日 総括の期日

十一月七日 総括の期日

十一月八日 総括の期日

十一月九日 総括の期日

十一月十日 総括の期日

十一月十一日 総括の期日

十一月十二日 総括の期日

十一月十三日 総括の期日

十一月十四日 総括の期日

十一月十五日 総括の期日

十一月十六日 総括の期日

十一月十七日 総括の期日

十一月十八日 総括の期日

十一月十九日 総括の期日

十一月二十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

十一月廿二日 総括の期日

十一月廿三日 総括の期日

十一月廿四日 総括の期日

十一月廿五日 総括の期日

十一月廿六日 総括の期日

十一月廿七日 総括の期日

十一月廿八日 総括の期日

十一月廿九日 総括の期日

十一月三十日 総括の期日

十一月廿一日 総括の期日

中小企業退職金制度について

掛金に県が補助

第173号 (2)

この制度は、「中小企業退職金共済法」という法律で定められ、国の援助と共済方式の採用によって中小企業者も確実に退職金が支給できるようになります。

以上三百人(商業・サービス業等)は五十人以下の企業のことをいいます。

企業規模三百人までが加入でき

る業種 製造業、運輸業、建設業、鉱業、農林水産業など

企業規模五十人までが加入でき

る業種 商業(卸・小売業)・サービス業(事業協同組合・旅館・理容等)

◎加入の手続は

毎月の掛金には四百円~四千円まで十六種類がありますので、そのうち一つを選んで掛け金額として下さい。

◎県の補助金の額 昭和四十七年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に従業員をこの制度に加入させた事業主のうち、共済掛金を一年間納めた場合、その加入契約における掛け金の十二分の一月分の二十ペーセントが補助されます。この補助金は一人に対し一回限りです。詳細については役場企画室、または商工会へお問い合わせ下さい。

◎毎月の掛金は

所定の申込用紙に、必要なことを記入し、申込金(掛け金一ヶ月分)を添えて、銀行または信用金庫の窓口に差し出してください。

◎毎月の掛金には四百円~四千円まで十六種類がありますので、そのうち一つを選んで掛け金額として下さい。

◎毎月の掛け金には四百円~四千円まで十六種類がありますので、そのうち一つを選んで掛け金額として下さい。

◎払戻しを受ける手続き

三・三平方メートル(坪)当たり一〇〇〇円、最高二万円を年額として三年間合計六万円

一、最初の年は次の書類を添えた確定申告書を税務署に提出します。

①建築基準法に基づく確認通知書の写し

②家屋登記簿謄本

③工事請負契約書又は家屋売買契約書

(2)住民票

二、二年目、三年目に提出する書類は確定申告書のみ

分譲住宅を買った場合は必ず業者に確認通知書又は写しを請求すること。

このほか詳細については税務署に問い合わせて下さい。

マイホームを新築すると、税金六万円が払い戻されます。ただし違反建築は除外されます。

今年から税制が改正され、適法な手続きを経て、住宅を新築した人、適法な新築住宅を購入した人には、毎年二万円づつ三年間計六万円の税金(所得税)が払い戻されます。

一、心得十ヶ条

地震が起ると、地面が激しく揺れ動く、建物、橋、堤防などがこわれ、火災、水害、山崩れなどが起るほか、多くの人命が失われる例が多い。これらは、不意に起った地震に對して、各人が行動したらよいかということについて、いろいろなことが考えられるが、その主なものは次の十ヶ条である。

一、すばやく火の始末

二、あわてて戸外に飛び出さず、まず丈夫な家具、机などに身を寄せる

三、一分過ぎたらまず安心

四、火が出たらまず消防署に連絡

五、避難は徒歩で、持物は最少限に

六、狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに寄るなり

七、山津波、がけ崩れに注意

八、海岸では津波、低地では浸水に注意

九、余震を恐れず、デマに迷うな

十、秩序を守り、衛生に注意

地震の際、人命の安全を図るために、は、これらのことからを常に念頭において行動する必要がある。とくに、火災の防止、安全な避難および応急救護については、あらかじめ充分に備えておき、いざという時に落ち着いて、こしらへくのが常法で、そう心配はいらぬだろうということでした。しかし、現今地震学では、地震を完全に予知することはできないそうですが、対処することが一番大切である。

マイホームを新築すると、税金六万円が払い戻されます。ただし違反建築は除外されます。

今年から税制が改正され、適法な新築住宅を購入した人には、毎年二万円づつ三年間計六万円の税金(所得税)が払い戻されます。

一、心得十ヶ条

地震が起ると、地面が激しく揺れ動く、建物、橋、堤防などがこわれ、火災、水害、山崩れなどが起るほか、多くの人命が失われる例が多い。これらは、不意に起った地震に對して、各人が行動したらよいかということについて、いろいろなことが考えられるが、その主なものは次の十ヶ条である。

一、すばやく火の始末

二、あわてて戸外に飛び出さず、まず丈夫な家具、机などに身を寄せる

三、一分過ぎたらまず安心

四、火が出たらまず消防署に連絡

五、避難は徒歩で、持物は最少限に

六、狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに寄るなり

七、山津波、がけ崩れに注意

八、海岸では津波、低地では浸水に注意

九、余震を恐れず、デマに迷うな

十、秩序を守り、衛生に注意

地震の際、人命の安全を図るために、は、これらのことからを常に念頭において行動する必要がある。とくに、火災の防止、安全な避難および応急救護については、あらかじめ充分に備えておき、いざという時に落ち着いて、こしらへくのが常法で、そう心配はいらぬだろうということでした。しかし、現今地震学では、地震を完全に予知することはできないそうですが、対処することが一番大切である。

マイホームを新築すると、税金六万円が払い戻されます。ただし違反建築は除外されます。

今年から税制が改正され、適法な新築住宅を購入した人には、毎年二万円づつ三年間計六万円の税金(所得税)が払い戻されます。

一、心得十ヶ条

地震が起ると、地面が激しく揺れ動く、建物、橋、堤防などがこわれ、火災、水害、山崩れなどが起るほか、多くの人命が失われる例が多い。これらは、不意に起った地震に對して、各人が行動したらよいかということについて、いろいろなことが考えられるが、その主なものは次の十ヶ条である。

一、すばやく火の始末

二、あわてて戸外に飛び出さず、まず丈夫な家具、机などに身を寄せる

三、一分過ぎたらまず安心

四、火が出たらまず消防署に連絡

五、避難は徒歩で、持物は最少限に

六、狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに寄るなり

七、山津波、がけ崩れに注意

八、海岸では津波、低地では浸水に注意

九、余震を恐れず、デマに迷うな

十、秩序を守り、衛生に注意

地震の際、人命の安全を図るために、は、これらのことからを常に念頭において行動する必要がある。とくに、火災の防止、安全な避難および応急救護については、あらかじめ充分に備えておき、いざという時に落ち着いて、こしらへくのが常法で、そう心配はいらぬだろうということでした。しかし、現今地震学では、地震を完全に予知することはできないそうですが、対処することが一番大切である。

マイホームを新築すると、税金六万円が払い戻されます。ただし違反建築は除外されます。

今年から税制が改正され、適法な新築住宅を購入した人には、毎年二万円づつ三年間計六万円の税金(所得税)が払い戻されます。

一、心得十ヶ条

地震が起ると、地面が激しく揺れ動く、建物、橋、堤防などがこわれ、火災、水害、山崩れなどが起るほか、多くの人命が失われる例が多い。これらは、不意に起った地震に對して、各人が行動したらよいかということについて、いろいろなことが考えられるが、その主なものは次の十ヶ条である。

一、すばやく火の始末

二、あわてて戸外に飛び出さず、まず丈夫な家具、机などに身を寄せる

三、一分過ぎたらまず安心

四、火が出たらまず消防署に連絡

五、避難は徒歩で、持物は最少限に

六、狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに寄るなり

七、山津波、がけ崩れに注意

八、海岸では津波、低地では浸水に注意

九、余震を恐れず、デマに迷うな

十、秩序を守り、衛生に注意

地震の際、人命の安全を図るために、は、これらのことからを常に念頭において行動する必要がある。とくに、火災の防止、安全な避難および応急救護については、あらかじめ充分に備えておき、いざという時に落ち着いて、こしらへくのが常法で、そう心配はいらぬだろうということでした。しかし、現今地震学では、地震を完全に予知することはできないそうですが、対処することが一番大切である。

マイホームを新築すると、税金六万円が払い戻されます。ただし違反建築は除外されます。

今年から税制が改正され、適法な新築住宅を購入した人には、毎年二万円づつ三年間計六万円の税金(所得税)が払い戻されます。

一、心得十ヶ条

地震が起ると、地面が激しく揺れ動く、建物、橋、堤防などがこわれ、火災、水害、山崩れなどが起るほか、多くの人命が失われる例が多い。これらは、不意に起った地震に對して、各人が行動したらよいかということについて、いろいろなことが考えられるが、その主なものは次の十ヶ条である。

一、すばやく火の始末

二、あわてて戸外に飛び出さず、まず丈夫な家具、机などに身を寄せる

三、一分過ぎたらまず安心

四、火が出たらまず消防署に連絡

五、避難は徒歩で、持物は最少限に

六、狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに寄るなり

七、山津波、がけ崩れに注意

八、海岸では津波、低地では浸水に注意

九、余震を恐れず、デマに迷うな

十、秩序を守り、衛生に注意

地震の際、人命の安全を図るために、は、これらのことからを常に念頭において行動する必要がある。とくに、火災の防止、安全な避難および応急救護については、あらかじめ充分に備えておき、いざという時に落ち着いて、こしらへくのが常法で、そう心配はいらぬだろうということでした。しかし、現今地震学では、地震を完全に予知することはできないそうですが、対処することが一番大切である。

マイホームを新築すると、税金六万円が払い戻されます。ただし違反建築は除外されます。

今年から税制が改正され、適法な新築住宅を購入した人には、毎年二万円づつ三年間計六万円の税金(所得税)が払い戻されます。

一、心得十ヶ条

地震が起ると、地面が激しく揺れ動く、建物、橋、堤防などがこわれ、火災、水害、山崩れなどが起るほか、多くの人命が失われる例が多い。これらは、不意に起った地震に對して、各人が行動したらよいかということについて、いろいろなことが考えられるが、その主なものは次の十ヶ条である。

一、すばやく火の始末

二、あわてて戸外に飛び出さず、まず丈夫な家具、机などに身を寄せる

三、一分過ぎたらまず安心

四、火が出たらまず消防署に連絡

五、避難は徒歩で、持物は最少限に

六、狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに寄るなり

七、山津波、がけ崩れに注意

八、海岸では津波、低地では浸水に注意

九、余震を恐れず、デマに迷うな

十、秩序を守り、衛生に注意

地震の際、人命の安全を図るために、は、これらのことからを常に念頭において行動する必要がある。とくに、火災の防止、安全な避難および応急救護については、あらかじめ充分に備えておき、いざという時に落ち着いて、こしらへくのが常法で、そう心配はいらぬだろうということでした。しかし、現今地震学では、地震を完全に予知することはできないそうですが、対処することが一番大切である。

マイホームを新築すると、税金六万円が払い戻されます。ただし違反建築は除外されます。

今年から税制が改正され、適法な新築住宅を購入した人には、毎年二万円づつ三年間計六万円の税金(所得税)が払い戻されます。

一、心得十ヶ条

地震が起ると、地面が激しく揺れ動く、建物、橋、堤防などがこわれ、火災、水害、山崩れなどが起るほか、多くの人命が失われる例が多い。これらは、不意に起った地震に對して、各人が行動したらよいかということについて、いろいろなことが考えられるが、その主なものは次の十ヶ条である。

一、すばやく火の始末

二、あわてて戸外に飛び出さず、まず丈夫な家具、机などに身を寄せる

三、一分過ぎたらまず安心

四、火が出たらまず消防署に連絡

五、避難は徒歩で、持物は最少限に

六、狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに寄るなり

七、山津波、がけ崩れに注意

八、海岸では津波、低地では浸水に注意

九、余震を恐れず、デマに迷うな

十、秩序を守り、衛生に注意

地震の際、人命の安全を図るために、は、これらのことからを常に念頭において行動する必要がある。とくに、火災の防止、安全な避難および応急救護については、あらかじめ充分に備えておき、いざという時に落ち着いて、こしらへくのが常法で、そう心配はいらぬだろうということでした。しかし、現今地震学では、地震を完全に予知することはできないそうですが、対処することが一番大切である。

マイホームを新築すると、税金六万円が払い戻されます。ただし違反建築は除外されます。

今年から税制が改正され、適法な新築住宅を購入した人には、毎年二万円づつ三年間計六万円の税金(所得税)が払い戻されます。

一、心得十ヶ条

地震が起ると、地面が激しく揺れ動く、建物、橋、堤防などがこわれ、火災、水害、山崩れなどが起るほか、多くの人命が失われる例が多い。これらは、不意に起った地震に對して、各人が行動したらよいかということについて、いろいろなことが考えられるが、その主なものは次の十ヶ条である。

一、すばやく火の始末

二、あわてて戸外に飛び出さず、まず丈夫な家具、机などに身を寄せる

三、一分過ぎたらまず安心

四、火が出たらまず消防署に連絡

五、避難は徒歩で、持物は最少限に

六、狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに寄るなり

七、山津波、がけ崩れに注意

八、海岸では津波、低地では浸水に注意

九、余震を恐れず、デマに迷うな

十、秩序を守り、衛生に注意

地震の際、人命の安全を図るために、は、これらのことからを常に念頭において行動する必要がある。とくに、火災の防止、安全な避難および応急救護については、あらかじめ充分に備えておき、いざという時に落ち着いて、こしらへくのが常法で、そう心配はいらぬだろうということでした。しかし、現今地震学では、地震を完全に予知することはできないそうですが、対処することが一番大切である。

マイホームを新築すると、税金六万円が払い戻されます。ただし違反建築は除外されます。

今年から税制が改正され、適法な新築住宅を購入した人には、毎年二万円づつ三年間計六万円の税金(所得税)が払い戻されます。

一、心得十ヶ条

地震が起ると、地面が激しく揺れ動く、建物、橋、堤防などがこわれ、火災、水害、山崩れなどが起るほか、多くの人命が失われる例が多い。これらは、不意に起った地震に對して、各人が行動したらよいかということについて、いろいろなことが考えられるが、その主なものは次の十ヶ条である。

一、すばやく火の始末

二、あわてて戸外に飛び出さず、まず丈夫な家具、机などに身を寄せる

三、一分過ぎたらまず安心

四、火が出たらまず消防署に連絡

五、避難は徒歩で、持物は最少限に

六、狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに寄るなり

七、山津波、がけ崩れに注意

八、海岸では津波、低地では浸水に注意

九、余震を恐れず、デマに迷うな

十、秩序を守り、衛生に注意

地震の際、人命の安全を図るために、は、これらのことからを常に念頭において行動する必要がある。とくに、火災の防止、安全な避難および応急救護については、あらかじめ充分に備えておき、いざという時に落ち着いて、こしらへくのが常法で、そう心配はいらぬだろうということでした。しかし、現今地震学では、地震を完全に予知することはできないそうですが、対処することが一番大切である。

マイホームを新築すると、税金六万円が払い戻されます。ただし違反建築は除外されます。

今年から税制が改正され、適法な新築住宅を購入した人には、毎年二万円づつ三年間計六万円の税金(所得税)が払い戻されます。

一、心得十ヶ条

地震が起ると、地面が激しく揺れ動く、建物、橋、堤防などがこわれ、火災、水害、山崩れなどが起るほか、多くの人命が失われる例が多い。これらは、不意に起った地震に對して、各人が行動したらよいかということについて、いろいろなことが考えられるが、その主なものは次の十ヶ条である。

一、すばやく火の始末

二、あわてて戸外に飛び出さず、まず丈夫な家具、机などに身を寄せる

三、一分過ぎたらまず安心

四、火が出たらまず消防署に連絡

五、避難は徒歩で、持物は最少限に

六、狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに寄るなり

七、山津波、がけ崩れに注意

八、海岸では津波、低地では浸水に注意

九、余震を恐れず、デマに迷うな

十、秩序を守り、衛生に注意

地震の際、人命の安全を図るために、は、これらのことからを常に念頭において行動する必要がある。とくに、火災の防止、安全な避難および応急救護については、あらかじめ充分に備えておき、いざという時に落ち着いて、こしらへくのが常法で、そう心配はいらぬだろうということでした。しかし、現今地震学では、地震を完全に予知することはできないそうですが、対処することが一番大切である。

マイホームを新築すると、税金六万円が払い戻されます。ただし違反建築は除外されます。

今年から税制が改正され、適法な新築住宅を購入した人には、毎年二万円づつ三年間計六万円の税金(所得税)が払い戻されます。

一、心得十ヶ条

地震が起ると、地面が激しく揺れ動く、建物、橋、堤防などがこわれ、火災、水害、山崩れなどが起るほか、多くの人命が失われる例が多い。これらは、不意に起った地震に對して、各人が行動したらよいかということについて、いろいろなことが考えられるが、

